

氏 名 Korneeva Svetlana

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大乙第 232 号

学位授与の日付 平成26年3月20日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 江戸時代前期の喧嘩口論事件の処理に関する歴史社会学的考察
—盛岡藩と加賀藩の事例を中心に—

論文審査委員 主 査 教授 戸部 良一
教授 伊東 貴之
教授 CRYNS FREDERIK
教授 今谷 明 帝京大学
名誉教授 大野 道邦 神戸大学

論文内容の要旨
Summary of thesis contents

本論は、江戸時代前期に盛岡藩と加賀藩に起きた喧嘩口論事件の諸事例を題材に、それらの事件がいかなる方法によって処理されたか、処罰の対象者および処罰の中身がいかなるものであったかを解明することを目的としている。具体的には、藩権力が喧嘩口論事件をどう処理したかについて分析と考察を行った。

本論は次のような問題意識をもっている。従来の研究では、江戸時代の喧嘩口論事件処理は、中世期と同様に喧嘩両成敗法に基づいて行われていたという暗黙の認識が支配していた。それは、先行研究が中世期の両成敗法を考察の主な対象とし、江戸時代に起こった喧嘩口論事件の処理、とりわけ両成敗法適用の実態を確認する試みが少なかったためと考えられる。本論では、近世日本において、喧嘩口論事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのかを問い直し、処理法の実態を検証することにした。

考察においては、事件の認定プロセスに着目し、両成敗が適用される事件、およびそれ以外の処理法が適用される事件の双方を対象とした。特に「喧嘩」認定と「乱心」認定の二つに注目し、それらを糸口に先行研究が見落としてきた問題について考察した。

議論にあたり、序章では三つの点を具体的な課題とした。すなわち、

- ①刃傷事件が「喧嘩」と見做されるにはいかなる条件が必要だったのか。
- ②江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、喧嘩刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのか。刃傷事件が「喧嘩」として見做されなかった場合の処理法にどのようなものがあったのか。
- ③喧嘩両成敗は武士身分の者のみに適用されたのか。

以上の課題に答えるため、本論の第三章と第四章で事例分析を行った。実際に扱ったのは、1644年から1764年までという、江戸時代前期における盛岡藩と加賀藩の事例である。この両藩については当該時期の史料がまとまって残されているため、断片的ではなく総合的な分析が可能になると期待できるからである。また、両藩の事例を比較検討することによって、処理方法の地域的な特性も見えてくると推測した。そのため、盛岡藩については、『刑罪』と『盛岡藩雑書』という史料から武力行使に及んだ喧嘩口論事件を計78件採集した。加賀藩については、『加賀藩史料』から計20件の該当事例を採集した。

まず、第三章において、事件の喧嘩認定の有無という視点から、刃傷事件処理の実態を追求した。抽出した事例のうち計24件を対象に、両成敗的な処理がとられたケース、成敗的な処理がなされたケース、当事者のうち片方のみが処罰されたケース、当事者双方の処罰が不均衡なケース、および減刑・御免・内済がとられたケースに分類し、それぞれの内容を詳しく分析した。

第四章では、本論において、喧嘩認定と並び、江戸時代前期の喧嘩口論事件の裁定に際して重要な役割を果たした乱心認定を取りあげ、その有無が事件の決着をどう左右するか分析した。まず、減刑事由として乱心が適用されたケースに焦点を絞り、次いで、乱心が減刑事由にならなかったケースを扱った。本章では計10件を分析の対象とした。

第五章では、第三章と第四章の事例分析から明らかになった事実を受けて、盛岡藩と加

(別紙様式 2)
(Separate Form 2)

賀藩の刃傷事件の処理の特徴についてまとめた。まず、喧嘩両成敗的処置が適用される条件、とりわけ喧嘩認定について述べた。次に、当事者双方の処罰が非同一となったケースを、当事者による喧嘩への関与の度合と情状酌量の観点から説明してみた。最後に、乱心認定の条件を考察とした。

終章では、序章で設問した三つの課題に答えるべく、刃傷事件の処理をめぐって、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩で確認できた傾向について歴史社会学的な考察を行った。最後に、今後の研究展望についても触れた。

以上の事例分析の結果を通じて、本論は近世前期の喧嘩口論事件処理法に関し、次のような結論に至った。

①江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、他人同士の間には何らかの衝突があり、その結果暴力行使に及んだ場合を裁く側は刃傷沙汰として扱い、さらに当事者が刃傷に荷担した度合いにより事件を「喧嘩」として処理することが一つの裁き方であった。ただし、事件をいったん喧嘩と公的に認めると、双方が生きていれば両成敗、片方のみ生き延びればその方を成敗という厳罰に処さざるをえなかった。時代が進むに連れ、喧嘩認定と両成敗的な処置を避け、事情に応じた裁き方を採用する傾向が、両藩においてしだいに顕著になっていった。

②江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩では、喧嘩・刃傷事件の処置は「喧嘩両成敗」と「成敗」で完全に一貫していたわけではないが、この処置が全体の大半を占めている。盛岡藩と加賀藩で適用された処理法の割合をみると、両藩ともに、成敗的な処理が50%近くを占めるものの、純粋な喧嘩両成敗に限ってみれば10%程度に収まっている。その他は、二者の理非を糺明して軽重の異なる処罰をそれぞれに科す、あるいは処罰そのものを付与しない、また、処罰を猶予する、といった処置がとられていた。また、乱心認定により罰が軽減されたケースは、盛岡藩が9%、加賀藩が27%であり、特に後者に多かったことが明確に指摘できる。

③喧嘩認定と身分制度との関係については、盛岡藩の事例を見る限り、百姓同士の喧嘩であっても、その争いが裁定者によって「喧嘩」と公的に認定されたケースを見受けられた。その際、処罰として両成敗が適用された。喧嘩認定の対象を武士身分のみならず、百姓や町人まで広げていた盛岡藩のやり方は定説と異なるので、今後は事例を補充しその特殊性なり一般性なりについて追究する必要がある。

従来の研究が喧嘩両成敗という法観念の成立過程を追求するものであったとするならば、本論は喧嘩口論事件決着の過程に着目し、その処理の実態究明を目指したものである。この点で、本論はこれまでの法制史的分析に加え、歴史社会学的アプローチをもって、「喧嘩」の内実、「喧嘩」ならざる喧嘩に迫った学際的試みである。本論では、事件の認定方法によりその処理の仕方が左右されるという視点から、事例に即して実態を詳細に分析することを通じて、盛岡藩の特徴を幾分か明らかにしたと考える。

本論文は、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において「喧嘩口論」事件がいかに処理されたかを考察し、その実態を解明することを目的としている。特に、事件が「喧嘩」と認定される条件を明らかにし、喧嘩口論事件の処理が「両成敗」（当事者の行為の理非を問わず双方に同じ罰を与える）だけではなかったことを実証的に裏付け、さらに「喧嘩」と認定されなかった事件の処理にあたって、「乱心」という観念が、攻撃を受けた者に対する情状酌量のために用いられるようになったことを指摘している。

論文は以下のように構成されている。序章で研究の目的、方法、史料等を述べ、第一章では先行研究の紹介と整理を、歴史学と法制史学の両分野に亘って行なっている。第二章では、研究対象とする盛岡藩と加賀藩の職制、裁判制度等を説明している。第三章では、両藩の刃傷事件の処理を、双方ともに生き残った場合、一方が生き残った場合、片方のみが処罰された場合、双方の処罰が同一でない場合という四つのパターンに区別して事例分析を行なっている。第四章では、事件処理の際に出てくる「乱心」に着目し、両藩の事件処理において、「乱心」が減刑事由とされたケースと、されなかったケースとを分析している。第五章では、第三章と第四章の分析を踏まえ、両藩の事件処理の特徴を比較しつつ整理し、特に「両成敗」処置が適用された条件を明らかにするとともに、「乱心」の認定条件についても考察している。終章では、事件処理のパターンについて数量的分析を試み、主たる研究対象である盛岡藩の特殊性に言及して、今後の研究課題を提示している。

本論文の結論は次のようにまとめられている。①喧嘩認定の決め手は、刃傷に及んでいるかどうかであり、喧嘩と認定された場合は、原則として両成敗の処置が取られたこと。②乱心が認定された場合、事件は喧嘩と認定されず、乱心者を重く罰し、乱心者による攻撃を受けたと見なされた者の処罰を軽減したこと。時代の進行とともに、乱心認定によって両成敗以外の事件処理を模索する傾向が出てくること。③盛岡藩では、武士にのみ喧嘩両成敗が適用されたのではなく、百姓同士の争いでも喧嘩と認定されれば両成敗が科せられたこと。

本論文の特徴は、第一に、喧嘩口論事件の処理に関して、これまで中世にとどまりがちであった実態分析を近世前半にまで進めたこと、第二に、従来の研究が喧嘩両成敗をめぐる法観念の生成・発展に重点を置いたものであったのに対して、事件の処理過程とその結果に着目し、喧嘩両成敗の運用の実態を歴史社会的アプローチによって明らかにしたこと、にある。特に、事例分析によって盛岡藩の刑政の特殊性を明らかにした点、両藩を比較して盛岡藩における戦国的気風の残存と加賀藩の開明性を示唆した点、盛岡藩では百姓身分にも両成敗が適用されることを解明して通説に修正を迫った点などは高く評価される。

本論文にはいくつかの問題点もある。例えば、研究対象とされているのが盛岡藩と加賀藩だけであり、その事例分析から得られた結論が近世前半の諸藩にどこまで当てはまるのか、必ずしも十分に実証されてはいない。また、近世前半だけで分析を終えているのも惜しまれる。近世後半にも分析を進めれば、両成敗的処置の緩和や「乱心」認定の適用について、より明確な傾向を見出すことができるだろう。「両成敗」と「成敗」の概念上の区別

(Separate Form 3)

について、やや曖昧さが残っていることも問題点の一つである。

こうした問題点があるとしても、本論文は、堅実な事例分析を積み重ねて、通説を見直し、近世前半の喧嘩口論事件の処理をめぐる法・規則の運用に関してオリジナルな結論を導き出した。研究方法の堅実性、論文全体の論理的・一貫性、結論の独創性、さらに今後の研究の発展の可能性等に鑑み、本論文は博士の学位を授与するに十分値するものと判定する。